

企業会計基準委員会御中

2015 年 7 月 13 日

ジェットスター・ジャパン株式会社

適用指針公開草案第 54 号へのコメント応募について

標件に関し、下記のとおりコメントをお送り致します。ご査収下さいませ。

[質問 7 について]

評価性引当額の内訳を開示することについては、例えば、一時差異等加減算前課税所得が一時差異等に比して十分でない場合、繰延税金資産計上額は事実上、一時差異等加減算前課税所得で規定されるので、内訳を開示することは不可能である。

IFRS では開示が求められているが、そもそも IFRS や米国基準では、分類 2 に該当する企業(まさに「課税所得が安定的に生じているものの、期末における将来減算一時差異を下回る」企業)ではスケジュール不能な一時差異について繰延税金資産を計上している実務が見られる。

今回、分類 2 に該当する企業において「一定の要件を満たした」スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとするのが提案されており、その「要件」の詳細・実務は不明であるが、分類 2 であっても当該要件を満たさない企業、並びに分類 3 以下の企業においては開示不可能な企業の存在が想定されることから、本規定の見直しをご検討願いたい。

[質問 9 について]

今回は主に 66 号に関するコメント募集であるが、質問 7 で「開示」についてもコメントを求めていることもあり、その他の項目についてもコメント致したい。

税効果会計基準第二、二、1 において「・・・支払が見込まれない税金の額を除き・・・繰延税金負債として計上しなければならない」と述べられている一方、「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」24 項において「・・・会社が清算するまでに・・・課税所得が発生しないことが合理的に見込まれる場合に限られる」との記載があることから、実務上、清算間近の企業を除いて「将来加算一時差異は須らく認識する」という会計処理が行なわれている。

ただ、特に当該差異の解消時期が至近(翌期等)である場合、一時差異等加減算前課税所得が発生しないことが合理的に説明出来る場合もあり、その場合には、将来加算一時差異を認識しないことがより正しい処理と考えられることから「解消時期に一時差異等加減算前課税所得が発生しないことが合理的に説明出来る将来加算一時差異は、繰延税金負債を認識しない」という文言を加えることをお願いしたい。

以上